



市政担当記者 各位

令和3年6月18日
 総務企画局国際政策課

新たに「海外大学卒業留学生の就職活動特区」が認定！

福岡市が新たに国家戦略特別区域計画の認定申請を行った「海外大学卒業留学生の就職活動特区」が、令和3年6月17日付で内閣総理大臣より認定されました。

この認定により、日本の企業で働きたい留学生の選択肢が増え、海外の優秀な人材がこれまで以上に福岡市に定着することが期待されます。

海外大学卒業留学生の就職活動特区の概要

海外の大学等を卒業した外国人留学生が、福岡市の確認を受けた日本語教育機関を卒業後、最大1年間に限り就職活動継続のための在留資格「特定活動」を認められる特例です。

<参考：各要件について> ※一部抜粋

〔日本語教育機関の要件〕

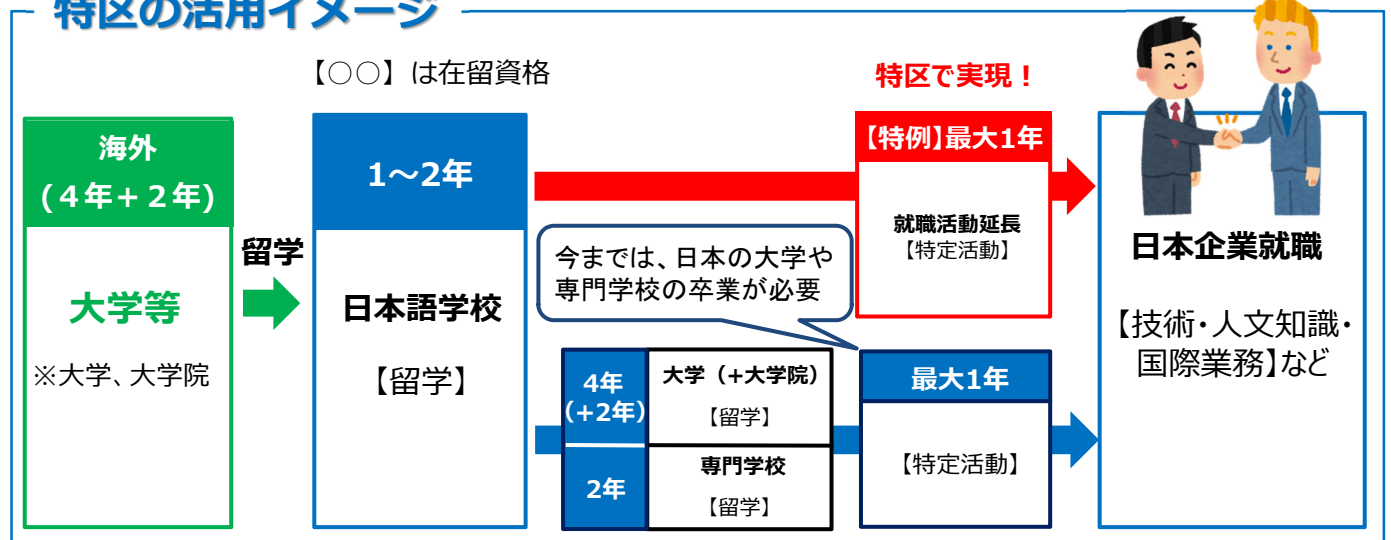
- ①国の実施要綱に記載の「留学告示」に掲げる日本語教育機関
- ②直近3年間、日本語教育機関の告示基準に規定された「適正校」であること など

〔留学生の要件〕

- ①海外の大学等を卒業又は修了し、学士以上の学位を取得していること
- ②在籍していた日本語教育機関における授業の出席状況が良好であること
- ③福岡市在住 など



特区の活用イメージ



【問い合わせ先】

総務企画局国際部国際政策課 担当：横溝
 電話：711-4048（内線1321） Fax：733-5597